

公的資格の取得プロセスの簡素化（海技士）

- 自衛隊における部内教育を、海技士資格取得に必要な講習として登録することで一部講習（英語）を免除

（第3回関係閣僚会議資料より抜粋）

海技士資格取得手続の簡素化に係る取組

【海技資格取得の流れ】

海上自衛官による海技資格取得にあたっては、

- ①乗船履歴の認定、
- ②筆記試験の免除、
- ③受験機会の拡充、
- ④免許講習の登録

などの措置を行ってきたところ、④免許講習の免除など更なる簡素化について検討中。

資格取得希望者

【受験資格】

一定期間の乗船経験（乗船履歴）が必要

【海技士国家試験】

筆記試験

身体検査

口述試験

【免許講習】

消火講習、救命講習等の受講が必要

海技免状

①

自衛隊における乗船履歴で認定される場合を拡大

②

自衛隊における課程修了をもって筆記試験を免除

③

自衛隊部隊での臨時試験など受験機会を拡充

④

自衛隊における部内教育により一部講習を免除

【具体的な取組】

3級海技士（航海）に必要な免許講習のうち、「上級航海英語講習」について、

- ① 海上自衛隊で実施している海技英語講習のカリキュラムを修正、
 - ② 第1術科学校を登録海技免許講習実施機関として登録、
- することにより、3級海技士（航海）資格取得プロセスの簡素化